

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成29年1月27日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年2月10日から同年3月2日まで縦覧に供する。

平成29年2月3日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 長谷池地区	高松市創造都市推進 局産業経済部土地改 良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 長谷上地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 美濃地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 本村北地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 浦山地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 里見裏地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 稗田北地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 久保地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 川東上地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 下鯉越地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 中原地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 常所地区	〃